事前協議書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所 (所在地)氏 名 (名称及び代表者の氏名)電話番号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次の事業について、その設置について協議をしたく、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
想定発電出力	キロワット
想定年間発電量	キロワットアワー
事業区域の所在	和歌山市
事業区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
事業区域内における森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林(同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。)の区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)

維持管理に係る計画書

年 月 日

事業者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

	所在	和歌山下	fi		
事業区域	五律	> ,1. ¥/1	上八七年	ე / <u>ተ</u> ፡	ヘクタール
	面積	※ 小剱月 (点以下第	3 11/1	ッ括 (平方メートル)
	工事予定期間		年	月	
期間			<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	日まで 日から
	発電予定期間 		年	月	
1 10 146	製品型番等				
大規模な 太陽光発	設置枚数・基数				枚・基
電設備	設置面積				ヘクタール
	発生騒音量(公称値)				デシベル
付属設備	製品型番等				
等(パワ	設置箇所数				箇所
ーコンデ	容量				キロワットアワー
イショナ	定格出力				キロワット
一等)	発生騒音量 (公称値)				デシベル
	住所 (所在地)				
工事施行	氏名				
者	(名称及び代表者の氏名)				
	電話番号				
電気事業	住所(所在地) 氏名				
者	^{八名} (名称及び代表者の氏名)				
	電話番号				

	住所 (所在地)	
事業区域 の管理者	氏名	
	(名称及び代表者の氏名)	
の自建石	電話番号	
	管理内容等	
	住所 (所在地)	
上松子	氏名	
点検予定 業者等	(名称及び代表者の氏名)	
未 日 守	電話番号	
	点検の頻度	
点検概要		発電設備について
(点検頻		
度、補修		
・更新時		付属品等について
期等が異 なる場合 はそれぞ	比松在口紋	17773PH (1 1 - 1)
	点検項目等	
れ明記す		その他必要な点検項目
ること。		
)		
公共)	方法	
除草に関すること	714	
, , ,	除草剤の使用の有無	〔 □有 □無 〕
発電事業	撤去の時期 (予定)	年 月
終了時の		
大規模な	撤去の方法又は撤去後にお	
太陽光発	ける事業区域の原状回復等	
電設備の	の措置	
撤去に関		
すること		
	住所(所在地)	
緊急時の	氏名	
連絡先	(名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

立地環境に関する概要書

事業者住 所(所在地)氏 名

(名称及び代表者の氏名)

1 事業区域の概要

所在	和歌山市
面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て
四 作	(平方メートル)
区域区分	市街化区域 · 市街化調整区域 · 区域区分非設定区域

- 2 事業区域の土地利用規制等の状況(事業区域に一部でも含まれる場合は、有を○で囲んでください。)
- (1) 災害防止に関する規制地域

砂防指定地 (砂防法第2条)	有・無
保安林の土地の区域	有・無
(森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項) 地すべり防止区域	
(地すべり等防止法第3条第1項)	有・無
河川区域	有・無
(河川法第6条第1項)	,,
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)	有・無
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第	有・無
1項及び第9条第1項)	

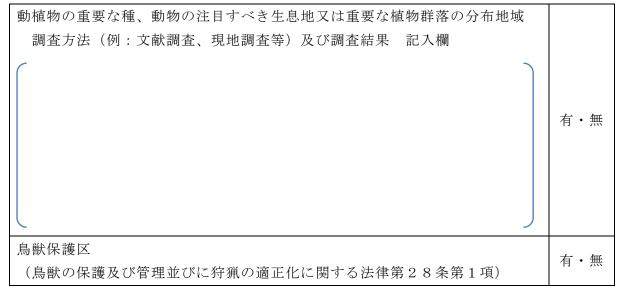
(2) 宅地造成の有無

宅地造成工事規制区域 (旧宅造法第3条第1項)	全域・一部・無
旧宅造法第2条第2号の宅地造成	
※宅地造成工事規制区域の区域の外において行われる場合のみ回答し	有・無
てください。	

(3) 景観の保全に関する区域

国立公園 (自然公園法第2条第2号)	有・無
景観重点地区	有・無
(和歌山市景観条例第6条第2項)	有・無

(4) 自然環境の保全に関する区域



(5) その他の区域

近郊緑地保全区域	<i>→</i> /m:
(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項)	有・無

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域と周辺集落との関係

最も近い住宅までの距離	メートル
建築物が集積した地区までの距離	メートル

(2) 事業区域からの排水先に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	有・無	放流先
----------------	-----	-----

(3) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

	線
前面道路幅員メートル	

搬入経路

(国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。)

	大規模な太陽光発電設備の 搬入及び設置を行う期間及	期間					
	び時間帯	時間帯		:	~	:	
(4	(4) 造成工事を行う期間及び時間帯						
	造成工事を行う期間及び時	期間					
	間帯	時間帯		:	~	:	

事前協議終了通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長

印

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により 年 月 日付けで届出がありました大規模な太陽光発電設備の設置に係る事業計画に ついては、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第3 条第2項の規定により、次のとおり協議が終了したことを通知します。

受付番号		
事業名		
	所在	和歌山市
事業区域面積		へクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
留意事項		※事業者自らの責任において留意事項に対応するよう努めなけれ ばなりません。

説明会実施計画書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画	広告の方法	
の案の広 告等に関	広告の年月日	
する事項	縦覧場所及び期間	
翌明人の	開催場所	
説明会の開催に関	対 象 地 域	
する事項	配布する書類及び図面の 名 称	
説明会の 周知に関	周 知 の 方 法	
する事項	周 知 の 期 間	
その	他 の 事 項	

添付書類 説明会で配布する資料

説明会開催報告書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所 (所在地)氏 名 (名称及び代表者氏名)

次のとおり近隣住民等に対する説明会を開催したので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業名										
	所在	和歌山	市							
事業区域 面積		(ヘクター 平方メー	·ル ※小数 ·トル)	点以下	第3位切捨	て
開催日時			年	月	日	時	分から	時	分まで	
開催場所										
出席者の状況		近 説	粦住民 明	等 者		Ž Ž				

添付書類

- 1 説明会で配布した資料
- 2 説明会の議事概要及び議事録
- 3 説明会の出席者名簿の写し

協議計画書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電話番号

	対象者	
	日時	
協議の 実施に	場所	
関する事項	周知方法	
	配布する書類及び 図面の名称	
意見書の概要		
その他の事項		

添付書類 協議で配布する資料

協議状況報告書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者住 所(所在地)氏 名(名称及び代表者の氏名)

大規模な太陽光発電設備の設置に関する計画について近隣住民等と協議したので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第5項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

事業名										
事業区域		所在	和歌山	市						
		面積	(3位切捨て						
協議日時			年	月	日	時	分から	時	分まで	
協議場所										
	意見書の概要									
協議内容	見解書の概要									
協議の結		結果								

注意事項 この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。 添付書類

- 1 協議で配布した資料
- 2 見解書(写し)

事業計画の許可申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所 (所在地)氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり大規模な太陽光発電設備の設置を行いたいので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第1項の規定により申請します。

事業名			
	所在	和歌山市	
事業区域	面積	※小数点以下第3位与 (へクタール D捨て 平方メートル)
発電概要	想定発電出力		キロワット
光电似安	想定年間発電量		キロワットアワー
大規模な太陽光 発電設備	設置規模 (枚数・基数)		枚・基
	設置面積	※小数点以下第3位均 (ヘクタール 切捨て 平方メートル)
	住所 (所在地)		
工事施行者	氏名 (名称及び代表者の氏名)		
	電話番号		
工事予定期間	着手する年月日	年 月	日
	完了する年月日	年 月	日

事業の施行に必	
要となる法令及	
び他の条例の許	
認可の取得の状	
況	
再生可能エネル	
ギー電気の利用	
の促進に関する	
特別措置法第2	
条第5項の規定	
による電気事業	
業者との特定契	
約の締結の状況	
事前協議終了通	
知書の留意事項	
に対する回答	
/.1 / 9 11 11	

添付書類

- 1 事業者及び工事施行者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該 法人の登記事項証明書)
- 2 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 3 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証 する書類
- 4 事業者及び工事施行者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- 5 事業区域に係る土地の位置を示す図面
- 6 土地利用計画平面図
- 7 造成計画平面図及び断面図
- 8 排水計画平面図
- 9 擁壁の背面図及び断面図
- 10 排水流域図
- 11 事業区域及び排水先の現況写真
- 12 大規模な太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- 13 維持管理に係る計画書
- 14 立地環境に関する概要書
- 15 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第 21条第2項に規定する評価書の副本
- 16 その他市長が必要と認める書類

事業計画の変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり大規模な太陽光発電設備設置の内容を変更したいので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第13条第1項の規定により申請します。

事業名		
	所在	和歌山市
事業区域	面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
変更事項		
変更内容		

許可通知書

様

和歌山市長

印

年 月 日付けで申請のあった大規模な太陽光発電設備設置の許可申請については、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1	事業名	
2	事業区域の所在	
3	事業区域の面積	
4	許可の条件	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月 以内に和歌山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を知った 日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過する と、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、和歌山市を被告として(訴訟において和歌山市を代表する者は和歌山市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

許可しない旨の通知書

様

和歌山市長

年 月 日付けで申請のあった大規模な太陽光発電設備設置の許可申請については、次のとおり許可しないことを通知します。

1	事業名	
2	事業区域の所在	
3	事業区域の面積	
4	不許可とする理由	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、和歌山市 を被告として(訴訟において和歌山市を代表する者は和歌山市長となります。)、処分 の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請 求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算し て6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

大規模な太陽光発電設備設置の着手届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者住 所(所在地)氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり大規模な太陽光発電設備の設置に着手するので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第14条の規定により届け出ます。

22-11-12-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-				<u> </u>
許可番号			和哥	歌山市指令 第 号
許可年月日			年	月日
事業名				
	所在	和歌山市		
事業区域	面積	(ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て 平方メートル)
着手する年月日			年	月 日

大規模な太陽光発電設備設置の完了 (廃止) 届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

事業者住 所(所在地)氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり大規模な太陽光発電設備の設置を完了(廃止)したので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

許可番号		和歌山市指令 第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
	所在	和歌山市
事業区域 面積		ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
完了(廃止)をした年月日		年 月 日

添付図書

- 1 工事写真(各工程の写真)
- 2 工事完了 (廃止) が確認できる写真
- 3 事業区域の位置を示す図面
- 4 土地利用計画平面図

検査済証

様

和歌山市長即

年 月 日付けで届出のあった大規模な太陽光発電設備設置の完了届出書については、検査の結果、許可内容に適合しているため、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。

R C O M M C M		
許可番号		和歌山市指令 第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
	所在	和歌山市
事業区域	面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
検査日		年 月 日

検査済証を交付できない旨の通知書

様

和歌山市長

印

年 月 日付けで届出のあった大規模な太陽光発電設備設置の完了届出書については、検査の結果、許可内容に適合していないため、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1. /C = 18 HATE	12,1 2	TOWN I OWN I GOOM CONTROL TO THE CONTROL THE CONTROL TO THE CONTRO
許可番号		和歌山市指令 第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
	所在	和歌山市
事業区域	面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
検査日		年 月 日
不適合の理由		

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、和歌山市を被告として(訴訟において和歌山市を代表する者は和歌山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(第号)

身分証明証

所 属

職名

氏 名

年 月 日生

この者は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する 条例第31条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

和歌山市長

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

- 第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者若しくは工事施行者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

事前協議書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

準用事業者 住 所 (所在地)氏 名 (名称及び代表者の氏名)電話番号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第34条第1項の規定により、次の事業について、その設置について協議をしたく、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
想定発電出力	キロワット
想定年間発電量	キロワットアワー
事業区域の所在	和歌山市
事業区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
事業区域内における森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林(同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。)の区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)

準用事業の維持管理に係る計画書

年 月 日

準用事業者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

	所在	和歌山市
事業区域		ヘクタール
	面積	※小数点以下第3位切捨て
		(平方メートル)
	 工事予定期間	年 月 日から
期間		年月日まで
	発電予定期間	年 月 日から
	Hall to Trib or Life	年 月 日まで
	製品型番等	
太陽光発	設置枚数・基数	枚・基
電設備	設置面積	ヘクタール
	発生騒音量 (公称値)	デシベル
付属設備	製品型番等	
等(パワ	設置箇所数	箇所
ーコンデ	容量	キロワットアワー
イショナ	定格出力	キロワット
一等)	発生騒音量 (公称値)	デシベル
	住所 (所在地)	
工事施行	氏名	
者	(名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
電気事業者	住所 (所在地)	
	氏名	
	(名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	電話番号	

	住所 (所在地)	
事業区域の管理者	氏名	
	(名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	管理内容等	
	住所 (所在地)	
LWZH	氏名	
点検予定 業者等	(名称及び代表者の氏名)	
未日守	電話番号	
	点検の頻度	
点検概要		発電設備について
(点検頻		
度、補修		
• 更新時		付属品等について
期等が異	 点検項目等	
なる場合		
はそれぞ		
れ明記す		その他必要な点検項目
ること。		
)		
『今古)ヶ間	 方法	
除草に関 すること	7/14	
	除草剤の使用の有無	〔 □有 □無 〕
発電事業	撤去の時期 (予定)	年 月
光電事業終了時の		
太陽光発	撤去の方法又は撤去後にお	
電設備の	ける事業区域の原状回復等	
撤去に関	の措置	
すること	,—	
	住所(所在地)	
緊急時の	氏名	
連絡先	(名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

準用事業の立地環境に関する概要書

準用事業者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

1 事業区域の概要

所在	和歌山市
面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て
	(平方メートル)
区域区分	市街化区域 · 市街化調整区域 · 区域区分非設定区域

- 2 事業区域の土地利用規制等の状況(事業区域に一部でも含まれる場合は、有を○で囲んでください。)
- (1) 災害防止に関する規制地域

砂防指定地		
(砂防法第2条)		
保安林の土地の区域	左、無	
(森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項)	有・無	
地すべり防止区域	有・無	
(地すべり等防止法第3条第1項)		
河川区域		
(河川法第6条第1項)		
急傾斜地崩壊危険区域		
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)	有・無	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域		
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第	有・無	
1項及び第9条第1項)		

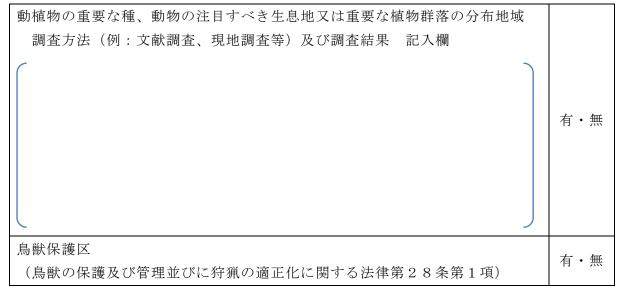
(2) 宅地造成の有無

宅地造成工事規制区域 (旧宅造法第3条第1項)	全域・一部・無
旧宅造法第2条第2号の宅地造成	
※宅地造成工事規制区域の区域の外において行われる場合のみ回答し	有・無
てください。	

(3) 景観の保全に関する区域

国立公園 (自然公園法第2条第2号)	有・無
景観重点地区	
(和歌山市景観条例第6条第2項)	有・無

(4) 自然環境の保全に関する区域



(5) その他の区域

近郊緑地保全区域	<i>→</i> /m:
(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項)	有・無

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域と周辺集落との関係

最も近い住宅までの距離	メートル
建築物が集積した地区までの距離	メートル

(2) 事業区域からの排水先に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	有・無	放流先
----------------	-----	-----

(3) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

	泉
前面道路幅員メートル	

搬入経路

(国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。)

	太陽光発電設備の搬入及び設置を行う期間及び時間帯	期間							
		時間帯		:	~	:			
(4	(4) 造成工事を行う期間及び時間帯								
造成工事を行う間帯	造成工事を行う期間及び時	期間							
	間帯	時間帯		:	~	:			

準用近隣住民等との協議終了通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長

印

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第34条第1項の規定により 年 月 日付けで届出がありました太陽光発電設備の設置に係る事業計画については、同条第2項の規定により、次のとおり協議が終了したことを通知します。

V - C (み、 回 木 ク	ヤム・ 良 (ノ)	死たにより、 ()、グ こ 43 り
受付番号		
事業名		
	所在	和歌山市
事業区域	面積	へクタール※小数点以下第3位切捨て(平方メートル)
留意事項		※準用事業者自らの責任において留意事項に対応するよう努めな ければなりません。

太陽光発電設備設置の着手届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

準用事業者 住 所 (所在地)氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり太陽光発電設備の設置に着手するので、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第34条第1項の規定により届け出ます。

受付番号				
準用近隣住民等との 協議終了通知年月日			年	月 日
事業名				
	所在	和歌山市		
事業区域	面積	(ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て 平方メートル)
着手する年月日			年	月 日